

1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状	栄養教諭2種・1種普通免許状					
基礎資格	2種	・栄養士の免許を受けていること		・栄養士の免許は、栄養士法第2条第1項による。		
	1種	・管理栄養士の免許を受けていること 又は管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士の免許を受けていること		・管理栄養士免許は、栄養士法第2条第3項による。また、管理栄養士養成施設の課程修了は、同法第5条の3第4号による。 ・栄養士の免許は、栄養士法第2条第1項による。		
適用対象者	1種 2種	・現に学校栄養職員であること。（現在、学校栄養職員でない者は、この規定を適用できない）		・学校栄養職員は、学校給食法第7条による。 ・栄養教諭は含まれない。		
最低在職年数	下記以外	3年	・基礎資格を得た後（基礎となる栄養士又は管理栄養士の免許取得後）の在職年数に限る ・学校栄養職員以外（教諭等）の経験は含まない。栄養教諭の経験も含めることはできない。			
	■他の教諭又は養護教諭の普通免許状保有者（法附則第17項の表備考第2号）	1年未満				
単位修得すべき教科・科目及び最低修得単位数	基礎資格の種類	・(2種)栄養士免許 ・(1種)管理栄養士免許、又は管理栄養士養成施設の課程修了かつ栄養士免許		2種	1種	備考(単位流用等)
	栄養に係る教育に関する科目	①栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ②幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ③食生活に関する歴史的及び文化的事項 ④食に関する指導の方法に関する事項		2	2	(ア) ①～④すべての内容を含んで修得すること
	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目		1	1	(イ) 「養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの科目は、すべての内容を含んで修得する必要はない。
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		1	1	
		教育実践に関する科目	栄養教育実習	1	1	(ウ) 事前事後指導の1単位を含むことが望ましい (エ) 法第3条の2に規定する非常勤講師として1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した者については、栄養教育実習を除く「養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等」の1単位をもって充てることができる（省令附則第6項の表備考第4号）
	選択			3	5	(オ) 栄養に係る教育及び教職に関する科目に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
	合計修得単位数			8	10	
■他の教諭又は養護教諭の普通免許状保有者	栄養に係る教育に関する科目		2	2	上記の「栄養に係る教育に関する科目」の①～④すべての内容を含んで修得すること	
留意事項	<p>・この規定(表)により栄養教諭免許状を取得するためには、「現に学校栄養職員である」ことが必要。</p> <p>・管理栄養士養成施設の課程を修了したことは、卒業証明書及び単位修得証明書(管理栄養士養成施設の課程の単位を全て修得したことの証明)により確認する。</p> <p>・他の免許状を取得する場合の単位を充てること(流用)は不可。</p> <p>・修得単位は、基礎資格としての免許状取得後に修得した単位に限る。</p> <p>・「養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの科目は、すべての内容を含んで修得する必要はない。</p> <p>・備考欄(エ)を適用する場合、特別非常勤講師としての勤務期間における週時間数等は問わない。</p> <p>・「■他の教諭又は養護教諭の普通免許状保有者(法附則第17項表備考第2号)」を適用する場合、他の免許の取得時期は問わない。</p> <p>・「■他の教諭又は養護教諭の普通免許状保有者(法附則第17項表備考第2号)」を適用する場合、学校栄養職員経験は1年未満でも可。</p> <p>【注意！】この規定を適用して、栄養教諭2種免許状を受けた者は、再度この規定を適用して栄養教諭1種免許状を受けることはできない。</p>					

2 在職年数の計算方法

【大原則】勤務期間の最低在職年数の対象となるのは、「学校栄養職員」としての期間に限る		(注1)校長、副校長、教頭、園長、教諭(栄養教諭含む)等の期間は、最低在職年数期間には含まれない (注2)講師、支援員、サポーター、T2等の期間も含むことができない
1 正規(常勤)の学校栄養職員の場合	勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない(日割り加算有)	※勤務期間(任用期間)は、辞令や雇用条件通知書などで確認 (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年(12か月)ではない
2 非常勤の場合	週時間数が12時間以上/12時間未満で、計算方法が異なる	
① 週12時間以上勤務の場合	1日でも欠けた日がある月はカウントしない(日割り加算無)	(例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月(日割り加算無)
② 週12時間未満勤務の場合	以下の計算式に当てはめて算出 週時間数/12時間 × 勤務期間(月数) = 対象となる勤務期間 ※小数点以下切り捨て	※計算式の「勤務期間(月数)」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可 (例)勤務期間:令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月(11月～2月のみ)
※注 1の表備考欄(エ)を適用する場合、非常勤講師としての勤務期間における週時間数等は問わない。		

3 授与申請に必要な書類等 【単位修得による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑫返信用封筒を除く)

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、必ず提出必要(学校栄養職員は教員ではないため)	・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください ・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください
④手数料	申請手数料:5,000円 ※5,000円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で5,000円分の「定額小為替」を購入し、同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください
⑤卒業証明書【原本】	上記1の「基礎資格」の取得を示す大学等教育機関の「卒業(修了)証明書」(各学位と同等と見なされる資格を証明する書類を含む)	・「〇年以上在学し、〇単位以上を修得した場合」は、単位修得証明書も併せて必要 ・管理栄養士養成施設の課程を修了したことは、卒業(終了)証明書及び単位修得証明書(管理栄養士養成施設の課程の単位を全て修得したことの証明)が必要
⑥学力に関する証明書【原本】	上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可)
⑦栄養士免許証、又は管理栄養士免許証の写し	栄養士免許証、又は管理栄養士免許証の写し	・A4サイズでコピーしてください。
⑧既に所有している教員免許状の写し、または教員免許状授与証明書【原本】	教員免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要	・「 ■他の教諭又は養護教諭の普通免許状保有者(法附則第17項表備考第2号) 」を適用する場合、その免許状の写しは必須 ・免許状授与証明書(原本)は、免許状を授与された都道府県教育委員会に申請
⑨人物に関する証明書【原本】	現勤務校に作成を依頼	※証明から3カ月以内のもの
⑩実務に関する証明書【原本】	最低在職年数を満たすよう、これまでの勤務校に作成を依頼	・「証明者」は、校長・園長 など ・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長 など(任用者、雇用者) ・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要 ・「⑪身体に関する証明書」を医師が証明・作成する場合は、「証明者」欄に医師が記入・押印 ・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること(私印不可)
⑪身体に関する証明書【原本】	勤務先の健康診断結果を基に勤務先が証明	
⑫返信用封筒	角型2号 切手貼付 490円(申請する免許状が4枚以内の場合) 560円(5枚以上の場合)	・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください
◆その他 ⑬戸籍抄本など ※発行から3カ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください